

贈収賄防止に関するガイドライン

このガイドラインは、当社のコンプライアンス行動基準に定める「公務員等への不正な利益供与」に関してより詳細に規定し、国内外における贈収賄の防止を目的とするものです。

【基本方針】

1. 当社は、「人々の健康と生活文化の向上に貢献します」という企業理念のもと、行動規範によりコンプライアンス遵守を大前提とした事業活動を行う姿勢を明確にしています。
この姿勢に基づき、当社は、お取引先様との「健全で適正な取引関係の維持」と「贈収賄の禁止」に関する取組みを徹底します。
2. 当社は、事業活動を行う全ての国・地域の法令等を遵守し、公序良俗や社会通念に沿った事業活動を行います。
3. 当社は、公務員等を含む全てのお取引先様に対して、贈収賄と見なされる行為は行いません。

【行動指針】

贈収賄の禁止

当社の役員・従業員（以下「役職員」という）は、以下の行為を行いません。

1. 公務員等に対する贈賄
公務員等に、当社の事業上の便宜の獲得を目的として、職務遂行に影響を与えることを意図し、金銭等の利益を直接・間接を問わず供与すること。
2. 公務員等以外に対する贈賄
当社の事業上の便宜の獲得を目的として、他の事業者の役職員に違法または不当な職務行為を行わせることを意図して、金銭等の利益を直接・間接を問わず供与すること。
3. 収賄
事業上の便宜提供の対価として、他の事業者の役職員や公務員等に対して金銭等の利益を直接・間接を問わず要求または收受すること。
4. ファシリテーションペイメント
日常的な行政サービスの手続きの円滑化または迅速化のために、公務員等に対して少額の金銭の支払いを行うこと（当該国・地域の法令で禁止されていない場合も含む）。

【お取引先様に対するお願い】

お取引先様におかれましては、その役職員と取引先に対して、本ガイドラインの趣旨を周知いただきますようお願いいたします。

本ガイドラインや関連法令に違反する行為、または違反が疑われる行為が確認された場合は、速やかに当社にご連絡ください。

また、違反行為または違反が疑われる行為に関する当社または関係当局による調査にご協力賜りますようお願いいたします。

【用語の定義】

1. 「公務員等」とは国内外を問わず次のものが含まれます（日常的に認識しているよりもかなり範囲が広いことに注意が必要です）。
 - ・政府、官庁、地方公共団体等の役職員
 - ・政府系企業や政府系法人の役職員（例：国営または半官半民の公共事業者等）
 - ・公的な国際機関の役職員（国際連合、世界貿易機構等）
 - ・政党の役職員
 - ・公職（国会議員、地方自治体の長または議員等）の候補者
 - ・上記を代行して公務を行う者（政府の指定検査機関等）

2. 「金銭等」とは次のものが含まれます。
 - ・金銭、金券、ギフト券、未公開株、融資、担保、保証
 - ・贈答、供応、招待（スポーツ観戦や観劇、旅行等）
 - ・寄付、献金、スポンサー費
 - ・謝礼、リベート、販促費、値引き
 - ・就職、教育、医療等の機会

2018年2月16日制定